ねりまの名木の解除について(諮問第206号) (令和3年3月1日~令和3年7月15日)

	(740+3714 - 740+77134)
指定 番号	ねりまの名木第10号(保護樹木第1375号) 樹種 シダレヤナギ
所在地	東大泉6-35(都営東大泉第2アパート公園) 指定 年月日 平成6年4月1日
解除 理由	所有者から「老朽化により枯れや空洞化がみられ、倒木の危険があり、伐採を行う。」との理由で解除申請があったため。
案内図	大泉区民事務所 大泉区民事務所 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日

写真

